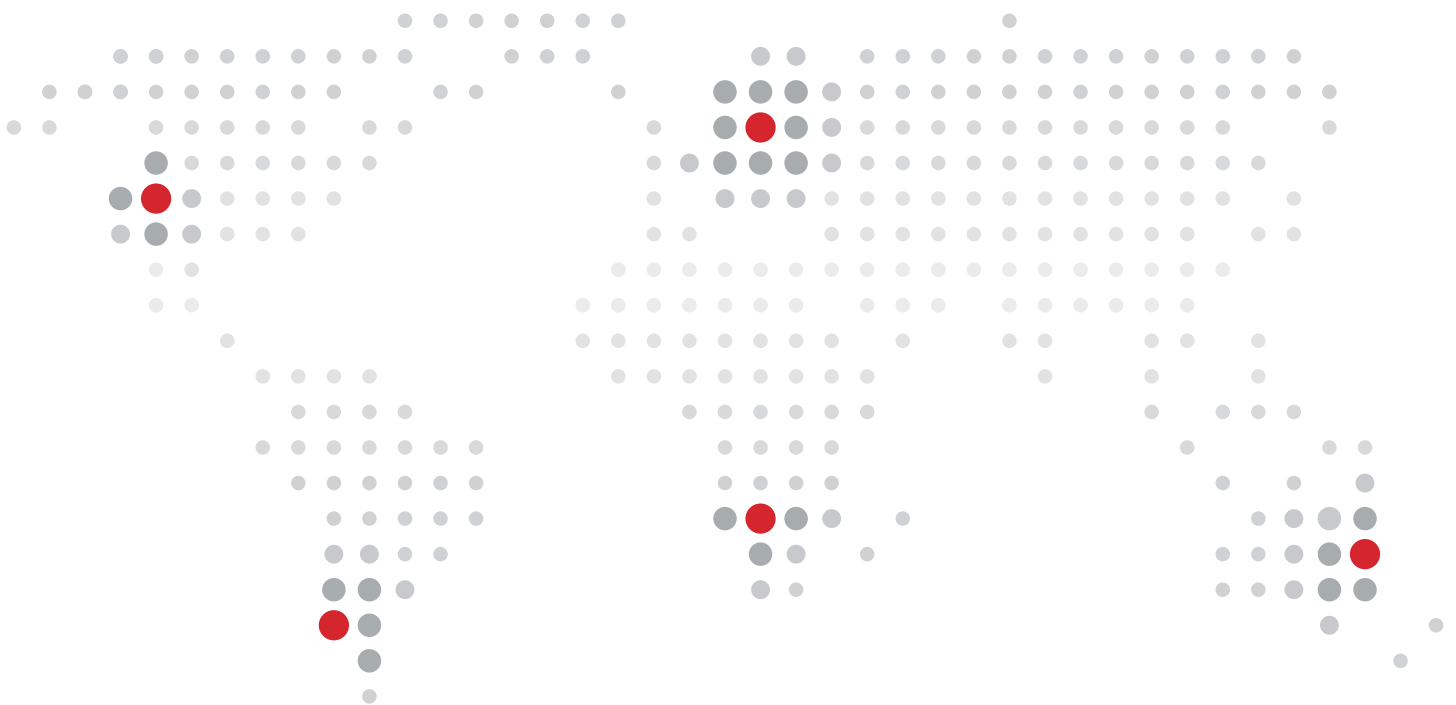


安倍政権の経済政策（アベノミクス）・ 社会保障改革と社会民主主義の課題

伊藤 周平
2015年10月



目次

1	問題の所在－安倍政権のもとで進む社会保障削減と軍備増強	2
2	大胆な金融政策（第1の矢）がもたらす格差の拡大	3
3	機動的な財政出動（第2の矢）がもたらす財政危機	4
4	成長戦略（第3の矢）がもたらす生活破壊	5
5	安倍政権の社会保障改革－改革という名の社会保障削減	8
6	代替案と課題－日本における社会民主主義の課題	11

1 問題の所在－安倍政権のもとで進む社会保障削減と軍備増強

2014年11月、安倍晋三首相は、消費税率10%引き上げを2015年10月から2017年4月に先送りしたうえで、衆議院の解散・総選挙に打って出、同年12月の衆議院総選挙の結果、自民党・公明党は、それぞれ291議席と35議席と、与党で300議席を上回る議席を獲得した。与党の獲得議席面での勝因は、小選挙区制度固有の問題（自民・公明党はともに、2013年参議院選挙に比べ得票数・率とも減らしている）のほかに、選挙の争点を、アベノミクス一本に絞り、原発再稼働や集団的自衛権の容認など国民の反対の多い争点を徹底的に隠す与党の選挙戦術が功を奏したこと、2009年9月から3年余り続いた民主党政権に対する国民の不信感が依然として残っていたことなどに求められよう。いわば消極的支持の形で、安倍政権が信任されたにすぎず、そのことは衆議院総選挙の投票率が過去最低の52.7%にとどまったことから明らかである。

しかし、安倍政権は、国会での多数議席を背景に、2015年5月には、憲法9条に抵触する集団的自衛権を行使し、アメリカなど同盟国が起こす戦争に、日本の自衛隊が参加する「海外派兵」を事実認める安全保障関連法案を国会に提出した。その一方で、社会保障改革の名のもと、露骨な社会保障費の削減を推進している。2015年度政府予算（2015年4月9日成立）では、防衛費（軍備費）が3年連続増加、2014年度補正予算と合わせると5兆円の増にのる一方で、社会保障費の自然増は、介護報酬の大幅引き下げなどで、2015年度予算概算要求時の8300億円から4200億円と、3900億円も大幅に圧縮された。

安全保障関連法案については、若者も含むあらゆる階層から反対の声が沸き起こり、国民的反対運動へと発展、国民によく知られないうちに、法案を通してしまおうとした安倍政権の目論見はもろくも崩れさり、国会の会期を95日間も大幅に延長せざるを得なかった。結局、同法案は、衆参両委員会での与党側の相次ぐ強行採決によって、多くの国民の反対の声を押し切り、2015年9月19日未明、参議院本会議で可決・成立したが、その後の世論調査では、安倍政権の内閣支持率は、政権発足以来最低の30%台に急落した。

安倍政権の発足以来2年半以上にわたり、同政権が比較的安定した高支持率を維持してきた背景には、円安・株高が続き、安倍政権の経済政策、いわゆる「アベノミクス」⁽¹⁾が一定の評価を得てきたことがある。アベノミクスは①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」により、日本経済を円高・デフレ不況の長期低迷から脱却させ再生させることを目的としてきた。しかし、2015年3月に、内閣府が発表した2014年の国内総生産（GDP）の成長率（修正値）はマイナス0.03%となり、東日本大震災があった2011年以来のマイナス成長となった。アベノミクスにより、円安が続き、生活必需品を中心に物価が上昇、これに、2014年4月からの消費税増税が家計を直撃、実質賃金は2015年7月まで2年3か月連続で前年比減少をつづけ、GDPの約6割を占める個人消費が低迷している。2015年4～6月期の実質GDPも年率換算で前年比1.2%減となり、アベノミクスの効果に多くの国民が疑問をもちはじめ、それが安倍政権の支持率低下に拍車をかけつつある。

本稿では、安倍政権のもとで、アベノミクスが目的としていた日本経済の再生に効果をあげていないばかりか、社会保障削減を目的とした社会保障改革の推進によって、格差や貧困が拡大し、多くの国民の生活危機が広がっていることを明らかにする。そのうえで、アベノミクスと安倍政権の社会保障改革に代わる代替案を提示し、それを実現するための日本

における社会民主主義の課題を展望する。

2 大胆な金融政策（第1の矢）がもたらす格差の拡大

アベノミクスの「第1の矢」が、日本銀行（以下「日銀」という）による大胆な金融政策である。2013年3月、安倍首相は、日銀総裁と副総裁に、自らの政策に賛同する人物（黒田東彦総裁と岩田規久男副総裁）を任命（白川方明前総裁の任期は同年5月までであったが、3月末で退任）、黒田総裁は、就任直後の同年4月、「異次元の金融緩和」を打ち出した。

具体的には、第1に、消費者物価の前年比上昇率2%を「物価安定の目標」として掲げ、その早期実現を目指すこと、第2に、日銀から民間の金融機関に供給する資金の総量（マネタリーベース）を年間60～70兆円のペースで増加させていくこと、第3に、マネタリーベースを増加させる手段として、民間金融機関が保有している国債を購入するが、購入する国債の平均残存期間（満期までの期間）を、それまでの3年弱から7年程度に延長するというものである。①日銀が民間金融機関に大量の資金を供給→②民間金融機関は、民間企業や個人への貸出しを大幅に増大させる→③民間企業や個人は、増えた資金をもとに設備投資や消費を増やす→④日銀が2%という消費者物か上昇率を掲げていると、物価が上昇する前に設備を作ろうとする、あるいは消費財を買っておこうとする気持ちになり、投資や消費が増え、景気がよくなる、という日本経済再生のシナリオである。

こうした大規模な金融緩和とそれによる日本経済再生シナリオは、日本経済の長期停滞の原因は、物価が下落しているデフレであり、そのデフレの原因は、日銀が金融を緩和しないためという、いわゆるリフレ派の論理に依拠している。しかし、安倍政権の成立時、すでに日本の金融緩和の度合いは、アメリカやヨーロッパ諸国にくらべ突出しており、その意味で、リフレ派に依拠する異次元金融緩和は、的外れな政策といえた。実際、マネタリーベースの増加率以上に、日銀当座預金残高は高い伸びを示しており、日銀が金融機関に供給した資金は、企業や個人への貸出しにあまり回らず、むなしく日銀当座預金に滞留し続けている。日本経済再生のシナリオは、①→②の段階で頓挫している。そして、2015年8月の全国消費者物価指数（生鮮食料品を除く）は前年同月比0.1%マイナスと、消費税増税などによる物価上昇でプラスを続けてきた指数が2年半で再びデフレ基調となった。

もっとも、大胆な金融政策の効果なのかは議論があるものの、日銀の金融緩和の直後から、日本では株高・円安が進み⁽²⁾、金融機関や輸出大企業の収益を拡大させた。2015年7月には、日経平均株価は2万円の大台を突破し、株式を大量に保有する金融機関や大企業、資産家（とくに外国人投資家）の資産価値を高めた。また、円安は、輸出大企業の円ベースでの受け取り代金を増加させ、代表的な輸出大企業であるトヨタ自動車の純利益は2014年度は過去最高を記録した。逆に、中小企業（企業数では全体の99.7%を占める）は、円安に伴う原材料の高騰により、収益が圧迫され、企業間の格差がさらに拡大した。

また、円安による国内工場の生産や設備投資の増大が期待されたが、そうはならなかった。すでに多くの企業は、為替変動が収益に影響しないよう、海外への工場移転と現地生産を進めてきたからである。為替が円安となっても、この動きに変わりはなく、輸出は増えるどころか減少し、海外で生産した製品の日本への逆輸入が増えた。しかも、小麦、大豆、肉などの輸入食料品を中心に物価が上昇、これに2014年4月からの消費税増税が加わって、消費支出は減少の一途をたどっている。一方で、純金融資産保有額が1億円以上の富裕層

は100万世帯を突破し、2000年以降では最大となり（野村総合研究所の2013年の調査による）、富裕層と一般国民との経済格差が拡大した。富裕層の一部は高額商品（高級乗用車や貴金属）の購入に向かい、消費を拡大させてはいるが、数からすれば微々たるもので、消費支出増として計測できるレベルではない。

3 機動的な財政出動（第2の矢）がもたらす財政危機

アベノミクスの「第2の矢」は「機動的な財政政策」である。しかし、その内容は「機動的」とは裏腹に、ひたすら公共事業費を増やす「公共事業拡大政策」⁽³⁾とあってよい。

安倍政権は発足直後の2013年1月に、公共事業の拡大を柱とする総額10兆円という巨額の2012年度補正予算を編成、2013年度予算では、公共事業関係費については5.3兆円（前年度比15.6%増）を計上、さらに、東京オリンピックのためのインフラ整備や東日本大震災被災地の復旧・復興などを名目に、公共事業中心に総額5兆4000億円の2013年度補正予算が組まれた。2014年度予算は、公共事業関係費については約6兆円（特別会計の統合分を除けば5.4兆円で、前年度当初予算3.5%増）、2015年度予算でも2014年度とほぼ同額だが、整備新幹線の北海道、北陸、九州の前倒し建設など、どちらかといえば不要不急の投資が増え、老朽化対策は1.6兆円程度にとどまっている。

公共事業予算の拡大は、確かに、一時的に景気回復に寄与したといえる。2013年の公共投資の前年比実質伸び率は11%を超え、リーマンショック後の経済危機にあった2009年の伸び率（7%）を上回り、経済成長の寄与率も、2013年のGDP実質成長率1.5%のうち、0.5%が公共投資の伸びによるものであった。しかし、2014年に入ると、その効果も息切れしてくる。この間の公共事業の縮減により、建設労働者の数は、1997年のピーク時の455万人から、2013年には338万人にまで減少しており、人手不足が深刻化、それに加えて、資材の高騰で、事業の採算が取れず、工事が進まない状況が目立ってきたからである。公共事業が景気対策に直結する構図はもはや機能不全に陥っている⁽⁴⁾。

何より、大型公共事業に依存する景気回復策の最大の問題は、増額ができなくなると、景気が失速してしまうことにある。景気を下支えするために、ひたすら公共事業費を増額し続けなければならないが（これは、「第1の矢」である大規模な金融緩和も同様で、日銀は金融緩和を止めることができなくなっている）、それは、国の財政赤字を拡大させる。2015年度予算における国債費は、消費税を増税したにもかかわらず、前年比0.8%増の23兆4507億円で、国債の新規発行額36兆8630億円の6割以上を占める（つまり国の借金は減っていないどころか増えている）。

安倍政権のもとでは、こうした公共事業費の増大に防衛費（軍備費）の増大が加わり、財政を圧迫している。2015年度予算では、社会保障費について防衛費（軍備費）が2.0%増となっており、実質5兆円を突破、過去最高額となった。具体的には、「中期防衛力整備計画」（2014年度～2018年度）で明記された水陸両用部隊（日本版海兵隊）の創設に向けて、垂直離着陸機オスプレイを5機購入、これだけで610億円（契約ベース。以下同じ）を超え、介護報酬削減分（国庫負担分）600億円とほぼ同額になる。しばしば不具合が指摘されている戦闘機F35Aも6機購入し1032億円など、これらの装備経費のほかに、「在日米軍思いやり予算」や米軍再編関係費も含めた自衛隊司令部の移転分等の合計総額は3406億円と、当初予算ベースでは過去最高となっている。集団的自衛権の承認を前提に、「専守防衛」の枠を

超えて、アメリカとともに戦争する海外派兵型装備強化に重点を置いた予算であり、安全保障関連法の成立で、さらに防衛費（軍事費）の増大に拍車がかかることは間違いない。実際、2016年度概算要求では、防衛省は、過去最高の5兆911億円を要求、航空機や艦船など大型兵器を後でまとめ買いする「後年度負担」が増えているため、ローンを含めた実際の予算額はさらに膨れ上がるとみられている。そして、後述のように、安倍政権は、財政赤字を社会保障支出の集中的な削減で解消しようとしている。

4 成長戦略（第3の矢）がもたらす生活破壊

(1) 「世界で一番企業が活動しやすい国」に向けてトリクルダウン理論

アベノミクスの「第3の矢」は「民間投資を喚起する成長戦略」であり、これは、後述する社会保障・税一体改革とともに、貧困や格差を拡大し、多くの国民の生活破壊をもたらすという意味で、第1・第2の矢より、はるかに国民生活への悪影響が大きい。

安倍政権の成長戦略のねらいは、「民間投資を喚起する」という形容詞がついていることからわかるように、政府の役割を小さくし、規制緩和を進め、「世界で一番企業が活動しやすい国」をつくることにある。そこには、民間企業の稼ぎが増え、それにより企業の投資（民間投資）も増え、日本経済が成長するという、いわゆるトリクルダウン理論がある。また、「小さな政府」を志向する点では、新自由主義⁽⁵⁾の経済政策の側面を持っているようにもみえる。しかし、前述のように、「第2の矢」の政策は、財政赤字を前提とした大規模な公共投資であり、ケインズ経済学に依拠した政策といえる。アベノミクスが、さまざまな経済政策・思想が混在する「アベノミックス」と揶揄されるゆえんである⁽⁶⁾。

(2) 先行する法人税減税

成長戦略の第1が、法人税の減税である。法人税の減税により、企業収益が増大すれば、それが賃金の上昇につながり、国民の生活が拡大するという、典型的なトリクルダウン理論に依拠した政策である。

すでに、民主党政権のときの2012年4月より、法人税率は30%から25.5%に引き下げられていたが（法人実効税率は約4%引き下げられ、35.64%）、安倍政権になると、財界の意向に沿った法人税減税策が加速する。まず、東日本大震災復興のための特別法人税（3年間の合計で税率10%）が1年前倒しし2014年3月末で廃止された（約8000億円の減収）⁽⁷⁾。その後、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（以下「骨太の方針2014」という）において、法人実効税率を2015年度から5年間かけて20%台に引き下げることが打ち出された。現在、地方税を含む法人税収は約18兆円だから、これが実効税率35%分に当たるとすれば、実効税率1%分は約5000億円に相当し、10%引き下げで25%にすると、約5兆円の減収となるとの推計がある⁽⁸⁾。そして、この方針どおり、2015年度予算では、法人税率は、さらに2.51%引き下げられた。2015年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015—未来への投資・生産性革命」（以下「日本再興戦略」という）では、法人税率の「引き下げ幅のさらなる上乘せ」を図るとしている。

法人税の実効税率を、主要国でみると、アメリカは約40%、フランスは約33%、ドイツは約30%、イギリスは約28%などとなっており、日本の税率が高いことが指摘され、このことが法人税率の引下げの論拠となっているが、日本には研究開発減税など多くの減税措置（租

税特別措置)があり、これらを利用できる大企業の税負担率は、表面上の税率35%よりはるかに低くなっており⁽⁹⁾、これ以上、法人税を引き下げる必要があるのか疑問である。消費税率10%への引き上げにより確保される増収分は5.4兆円と試算されているが(軽減税率を導入しない場合)、前述のように、法人税の減税で約5兆円の減収になることを考えれば、法人税の減税を中止すれば、消費税率を10%に引き上げる必要はないはずだ。

また、法人税減税の結果として生じる企業の余剰資金の増加は、トリクルダウン理論のいうように、労働者の賃金の引上げなどの雇用の改善にはほとんどつながっていない。物価上昇を加味した賃金水準を示す実質賃金指数は、2013年5月より対前年同月比マイナスを更新し続け、2015年7月に、ようやく2年3か月ぶりに0.3%の微増となったが(厚生労働省「毎月勤労統計調査」による)、消費税増税などによる物価の上昇に賃金の上昇が追いついていない状況が続いている。企業の余剰資金の多くは、内部留保の形で蓄積され、労働者の賃金上昇につながっていない。

この間、資本金10億円以上の大企業の内部留保は約300兆円(2014年度。財務省「法人企業統計」)と過去最高を記録する一方で、1990年代後半からの構造改革により、低賃金・不安定雇用の非正規労働者が増大、それに伴い、1997年まで上昇傾向にあった労働者の平均賃金が、同年をピークに低下傾向に転じ、現在に至っている(同時に、日本経済が長期低迷に陥っている)。つまり、1990年代後半以降、企業の利益が労働者の賃金上昇につながらない構造ができてしまったわけで、これではトリクルダウンが生じるはずもない。

(3) 労働分野の規制緩和

成長戦略の第2は、労働分野を中心とする規制緩和である。安倍首相は、人々の暮らしや生活を守るための労働基準法など労働関係法による規制を「岩盤規制」と呼んで、これを自ら「ドリル」をふるってうちこわすと宣言、規制緩和を大胆に進めるとしている。

まず、労働分野の規制緩和として、労働者派遣法の改正案が、2度の廃案を経て、2015年9月11日に成立した。改正法により、これまで派遣は原則1年、最長で3年あった期間制限が撤廃され、派遣元で無期の労働契約を結んだ派遣労働者については無期限、それ以外の有期契約の遣労働者についても、過半数労働組合等のからの意見聴取さえすれば、3年ごとに部署を変えれば何度でも派遣で働かせることが可能となる。これまでの常用代替禁止原則を撤廃する改正であり、企業の側からみれば、派遣労働活用の幅が広がり、賃金コストの大幅削減ができるが、労働者の側からみれば、一生、不安定で低賃金の派遣労働で働く(働かざるをえない)人が急増し、生活困窮者が増大するだろう。

安倍政権のもとで、雇用者数が増えたといわれるが、増えたのは低賃金で不安定な非正規雇用の労働者で(安倍政権発足前の2012年4～6月期と比べ、2015年4～6月期で178万人増加)、正規雇用の労働者(正社員)はむしろ減少しており(同56万人減少)、労働者全体に占める非正規雇用の比率は38%と過去最高、実数でも2012万人と2000万を突破している(2014年11月。いずれも総務省「労働力調査」による)。日本では、同一労働同一賃金原則が確立しておらず、正規雇用の労働者と非正規雇用の労働者とでは、賃金面でも、社会保険への加入など待遇面でも大きな格差がある⁽¹⁰⁾。とくに、女性の多くが非正規雇用のため、こうした待遇の格差は男女格差として現れてくる。安倍政権のいう「女性が輝く社会」の実現とは裏腹に、いまだに多くの女性は低賃金労働のまま放置されているのが実態である。

また、前述のように、1990年代後半以降、非正規雇用の労働者が増える中、労働者の賃金が下がり続け、GDPの6割を占める消費が低迷、日本経済は長期低迷に陥った。8割以上が年収300万円以下という派遣労働者を増大させて、経済が成長するとはどう考えていられず（むしろ、さらに停滞するだろう）、成長戦略とは真逆の政策といえる。

(4) 医療・年金分野の規制緩和

ついで、国民の健康や生命にかかわる医療分野の規制緩和が進められようとしている。医療の規制改革の中心は、国家戦略特別区域（以下「国家戦略特区」という）の設定で、国家戦略特区は、現在、①東京圏、②関西圏、③新潟市、④兵庫県養父市、⑤福岡市、⑥沖縄県の全6区域が定められ、このうち、医療を特定事業として位置づけているのが①②⑤となっている。中でも、②の関西圏では、基本事業の第1に医療が位置づけられ、医療法の病床規制の特例による病床の新設・増設の容認、国際医療拠点における外国医師の診察、保険外併用療養費（いわゆる混合診療）の拡大などが進められようとしている。しかし、これらの規制改革・緩和の恩恵を受けるのは、一部の裕福層だけであり、地域住民の大多数は、公立病院等の縮小などにより、むしろ必要な医療が受けられなくなる可能性がある。

さらに、安倍政権は、金融市場の活性化と経済成長に寄与するための手段として、公的年金積立金の市場運用の規制緩和に大きく舵を切った。先進諸国では、公的年金積立金の市場運用は厳しく規制されているが、日本では、1990年代から、年金のみならず郵便貯金や簡易保険などの積立金の市場運用の規制緩和が進み、公的年金積立金についても、2006年からの6年間で6兆円にものぼる市場運用による損失を出しているという⁽¹¹⁾。

現在、日本で、公的年金積立金の管理・運用を行っているのは、2006年に設立された年金積立金管理運用独立行政法人（Government Pension Investment Fund、以下「GPIF」という）で、管理・運用する年金積立金は約128兆円にのぼり、GPIFは世界最大規模の年金基金といっていよい。年金積立金の運用については、財政検証で想定された運用利回りを達成すべく、GPIFは基本ポートフォリオ（資金運用割合）を設定しており、2014年4月段階でのそれは、国内債券60%（それぞれ一定の許容乖離幅が認められており、国内債券で±8%。以下同じ）、国内株式12%（±6%）、外国債券11%（±5%）、外国株式12%（±5%）、短期資産5%となっていた。これが、2014年10月に、基本ポートフォリオが見直され、国内債券35%（±8%）、国内株式25%（±9%）、外国債券15%（±4%）、外国株式25%（±8%）とされた（従前保有していた短期資産については、基本構成割合を設定せず、各乖離許容幅内で保有することとされた）。これにより、国内株式に、30兆円近い公的年金資金（基本割合を25%とした場合）が投入され、それを見込んで、株価の上昇がみられた。しかし、株式市場がGPIFによる国内株式の保有割合を見込んで、株価が上昇しているとすれば、結局、GPIFは高値買いをしていることを意味し、かりに株価の下落が生じた場合には、大きな損失を被ることになる。そもそも、年金積立金は、被保険者から徴収された保険料の一部であり、将来の保険給付の貴重な財源であることから、専ら被保険者の利益のために用いられるべきと法律に規定されている（厚生年金保険法79条の2）。安倍政権は、自らの経済政策（アベノミクス）がうまくいっていると見せかけ支持率を上げるために、国民の「虎の子」の資産である年金積立金を株価上昇のために用いるという、いわば「禁じ手」を使ったといえる。年金積立金の運用が投機的なハイリスクに移行するということは、前述のように、損失のリスクもそれだけ高くなることを意

味し、もはや規制緩和というよりギャンブル的運用といってよい。すでに、中国の人民元切り下げをきっかけに世界同時株安となった2015年8月12日以降、東京株式市場の日経平均株価は2万円を割り込み、乱高下を繰り返している。投資家が、アベノミクスの効果に疑念を持ちはじめしており、公的年金資金をつぎ込んだ株価つり上げ政策には限界があることを露呈している。年金積立金の運用に被保険者の意見を十分反映させる仕組みがなく、情報提供もほとんどなされていない現状で、大きな損失を被れば、運用への国民の信頼は一举に崩れるだろう⁽¹²⁾。

5 安倍政権の社会保障改革－改革という名の社会保障削減

(1) 打ち出された社会保障費の抑制目標

以上、安倍政権の経済政策（アベノミクス）が、当初の目標としていた効果を挙げていないどころか、格差や貧困を拡大し、多くの国民に生活困難をもたらしつつあることを指摘してきた。アベノミクスの「第2の矢」として公共事業を推進し、「第3の矢」の成長戦略として法人税減税、さらには軍備費増強に突き進む安倍政権の政策では、経済成長どころか日本経済の低迷は避けられず、借金も減らず財政再建にもならないだろう。

一方で、1でみたように、安倍政権は、社会保障改革の名のもと、社会保障費の削減を続けている。2015年度予算では、社会保障費は31兆8912億円で、増加率は3.3%と大きいが、高齢化にともない当然支払うべき自然増部分8300億円（概算要求時）を4200億年に半減、合計で約3900億円にも及ぶ社会保障費の削減が断行された。

すでに、2013年8月から、生活保護の扶助費の引き下げが断行され、同年10月からは、特例水準（物価が下落した時期に特例として年金給付が据え置きとなっていた水準）の解消を名目に、老齢・障害・遺族年金給付が1%引き下げられている（13年から3年間で2.5%減額）。母子世帯などに支給される児童扶養手当や障害のある子どもへの手当、被爆者への健康管理手当なども連動して減額されている（同じく3年間で1.7%減額）。これに加えて、2015年予算では、介護報酬を2.27%大幅引き下げ、生活保護も住宅扶助と冬季加算を削減している（計60億円。扶助費の引き下げと合わせて330億円の削減）。また、2015年4月からは、年金給付額を物価・賃金の伸びより低く抑えるマクロ経済スライドがはじめて発動され、2.3%の物価上昇に対し、年金上昇は0.9%増（特例水準の解消分の0.5%、マクロ経済スライドの調整率0.9%が加わり合計1.4%の引き下げ）に抑えられた。

そして、安倍政権が、財政健全化の目標としている基礎的財政支出（プライマリーバランス）の2020年度までの黒字化に向け、社会保障費など政策経費の歳出削減が求められる中⁽¹³⁾、2015年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（以下「骨太の方針2015」という）は、2016年度からの3年間を集中改革期間とし、社会保障を「歳出改革の重点分野」に位置づけ、2020年度までの5年間の社会保障費の伸びを高齢化による増加分に相当する伸び（1.5兆円程度）の範囲に抑えるとした。

5年間の社会保障費抑制の数値目標が示されたのは、小泉政権時代の「経済財政運営と改革の方針2006」以来で、その際は、5年間で社会保障費の自然増を1.1兆円（毎年2200億円ずつ）抑制するとされ、実際に断行され医療・介護現場での疲弊が生じた。「骨太の方針2015」では、社会保障費の今後5年間の具体的な削減案は示されていないが、政府が国会答弁などで示した数値から計算すると、2013年度から2015年度までの3年間の社会保障費の伸びの合計は2.26兆円となり、5年分で3.43兆円、これから「骨太の方針2015」が許容して

いる高齢化による増加分1.5兆円を引くと、今後5年間の削減額は1.9兆円にのぼる。これは、小泉政権時代の毎年2200億円の削減規模を上回る3800億円の削減規模となる。

すでに、安倍政権は、2013年度は生活保護基準の引き下げなどで1200億円、2014年度は診療報酬マイナス改定で1700億円、2015年度は介護報酬のマイナス改定と協会けんぽへの国庫補助の見直しで1700億円の削減をそれぞれ実施してきており、結局、今後5年間も、予算編成過程で、これまで以上の社会保障費の削減（少なくとも、これまでと同程度の削減）が迫られることになる。しかも、消費税率の10%引き上げによる財源（約1.5兆円）は、子育て支援などの充実に回すとされており、今後5年間の削減の大半は、医療・介護費の抑制で行われることとなる。2016年、2018年の診療報酬・介護報酬マイナス改定は不可避となり、医療・介護現場の危機・荒廃が、小泉政権のとき以上に加速する可能性が高い。

(2)「社会保障・税一体改革」の登場とその本質

もともと、日本で、増大する社会保障費を賄う主要財源とされてきたのは、1989年から導入された消費税である。そして、民主党政権のときの2012年6月、同党と当時の野党であった自民・公明党との3党合意を経て成立した消費税の増税法（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の2法）では、社会保障と税の一体改革（以下「社会保障・税一体改革」という）と称して、消費税増税による増収分をすべて社会保障の充実・安定化に充てるとされた。しかし、消費税が増税されたにもかかわらず、前述のように、安倍政権のもとでは、社会保障が充実するどころか、削減されている。なぜか。

政府は、消費税率引き上げの初年度2014年度の増収分は5.1兆円と見込み、基礎年金の財源不足分に2.95兆円、後代への負担のつけ回しの軽減に1.45兆円、社会保障の充実に5000億円を配分すると説明している。これをみると、大半は社会保障の安定化に使われ、充実は増収分の1割にすぎない。2015年度予算でみても、消費税増収分（8.2兆円程度）のうち、社会保障の充実に回されるのは、1.35兆円と2割程度にすぎない。

また、政府は「後代へのつけ回し」の表現にみられるように、社会保障費の大半を国債（借金）で賄っているかのような説明しているが、社会保障費は、他の歳出項目と同様に、歳入全体から支出されており、所得税や法人税などの税収によっても賄われている。歳入に占める国債の割合は4割程度で推移しているから、それで按分しても、社会保障費のうち借金に依存しているのは4割程度になる。そして、社会保障の安定化に消費税収を用いるということは、これまで社会保障費に充てられてきた法人税収などが浮くことを意味する。いわゆる予算のすげかえである。実際、つまり、消費税増収分の大半は、社会保障の安定化と称して、実際には、法人税減税などによる減収の穴埋めに（消費税増税の一方で、前述のように、法人税率は、2015年度に2.51%引き下げられている）、大型公共事業や防衛費に回す財源をねん出するために使われていることになる。

結局、「社会保障・税一体改革」の本当のねらいは、法人税減税の穴埋めとしての消費税の増税と社会保障の削減を一体的に実現することにあつたといえる。前述の消費税増税法と同時に、3党合意で、社会保障・税一体改革関連法として社会保障制度改革推進法が成立しているが、同法は、公的責任による社会保障の充実に放棄し、持続可能性を名目に、社会

保障費の抑制・削減を宣言したに等しい内容である⁽¹⁴⁾。社会保障制度改革推進法が、消費税の増税法とともに成立したことは、「社会保障・税一体改革」のねらいが、消費税増税による社会保障の充実ではないことを如実に物語っている。

(3) 安倍政権の社会保障改革

そして、2012年12月に、安倍政権が誕生すると、社会保障改革の名のもと、社会保障削減がさらに加速する。2013年12月には、社会保障改革の手順・工程を示した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、これにしたがい、2014年6月には、急性期病床を削減し、安上がりの医療・介護提供体制を構築することを目的とした「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立、改正医療法と改正介護保険法が、それぞれ2015年4月から施行されている。また、2015年5月には、2018年度からの国民健康保険の都道府県単位化などを定めた「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立している。いずれも、社会保障費の抑制・削減を目的とした内容である。

なかでも、厳しい給付抑制が行われているのは、介護保険制度改革である。改正介護保険法により、まず、2015年度から2017年度にかけて、要支援者に対する通所介護・訪問介護が保険給付から外され、市町村の新総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に段階的に移行させられる。市町村は、事業単価を国基準の介護報酬より低く設定することができ、結局は、ボランティアや無資格者を使って低廉なサービスを提供することが常態化するだろう。サービスの質の低下は避けられず、資格者の専門性と社会的評価を低め（無資格者でもできる仕事！）、いまでもすら劣悪な介護労働者の労働条件の引き下げにつながる。低い単価設定では、指定事業者の撤退が予想され、住民主体による支援もボランティアなどの担い手不足で十分機能せず、このままでは、必要な介護が保障されない要支援者が続出する可能性がある。また、特別養護老人ホームの入所資格が、これまでの要介護1以上から要介護3以上の認定者に限定された（2015年4月実施）。さらに、費用負担の見直しとして、2015年8月から、①年金収入で年間280万円（年間所得では160万円。単身の場合）以上の高齢者の介護保険サービスの利用者負担が1割から2割に引き上げられ、②補足給付（特別養護老人ホームなど介護保険施設入所者や短期入所利用者に対して、食費や居住費を軽減する仕組み）の受給要件について、資産などが勘案されることとなった。とくに、②については、補足給付の申請時に、市町村に預貯金通帳の写しなどの提出が必要となり、補足給付の申請を断念する人が続出し、問題になっている⁽¹⁵⁾。

介護保険施設や事業者を支払われる介護報酬も、前述のように、2015年改定で全体2.27%のマイナス改定となり、介護職員処遇改善加算の拡充分（プラス1.65%）などを除けば、基本報酬は4.48%のマイナス改定で、過去最大の引き下げとなった。とくに、小規模型通所介護の基本報酬は最大で9.8%も引き下げられ、特別養護老人ホームも、全体で約6%の引き下げである。介護職員の処遇改善加算の増額がなされたが、基本報酬の引き下げで、介護事業者の減収は避けられず、これでは、介護職員の処遇改善は進まず、むしろ後退し、平均月収が全産業の平均よりも約10万円も低い介護職員の賃金がさらに低下し、介護現場の深刻な人手不足を加速させることは必至である。現場の人手不足に対応するためか、基準省令が改正され、人員配置基準の緩和がなされたが、現場にしわ寄せがいき、労働強化による職

員の離職や介護事故の増大につながりかねない。いま介護現場は、職員の献身的努力に支えられて、なんとか支えられているのが現状だが、早晚、施設・事業者不足が深刻化し、介護保険は制度崩壊の危機に直面するだろう。

介護保険のみならず、このまま社会保障の削減が進められれば、社会保障の劣化により、低所得者を中心に国民の生活破壊が深刻化することは不可避である。

6 代替案と課題－日本における社会民主主義の課題

(1) 労働規制の強化と最低賃金の引上げ

アベノミクスと安倍政権の社会保障改革によりもたらされる多くの国民の生活破壊を防ぐため、日本の社会民主主義勢力はどのような代替案を提示し対峙していくべきか。

第1に、現在の経済の低迷の原因が消費不況にあることを考えれば、労働者の賃金を上昇させ、内需を拡大していく必要がある。アベノミクスには、日本は貿易立国であり、輸出が活性化すれば、日本経済が活性化すると的前提がある（そのように主張するエコノミストもいまだに多い）。しかし、日本のGDPに占める輸出比率は13.4%にとどまり（最大のドイツのそれは41.5%。IMF, *International Financial Statistics Yearbook 2013*）、輸出産業のすそ野の広がりはあるとはいえ、日本が輸出大国であるとはいいがたい。日本のGDPの6割は消費であり、日本は、むしろ内需型経済といえる⁽¹⁶⁾。内需を拡大し経済を活性化するには、消費支出を冷え込ませる消費税増税のような政策選択はとるべきではなく、労働者の賃金上昇が不可欠である。アベノミクスも、賃金の上昇の必要性を認識しているが、あくまでもトリクルダウン理論にもとづくものであり、企業側の自主的な取り組み（おこぼれ）に委ねていても、労働者の賃金の上昇は図れないことは自明であり、労働分野での法令による規制強化が必要となる。

対応策としては、非正規雇用に対する規制強化がまず考えられる。賃金の下落の背景に、賃金の低い非正規雇用の労働者の増大があることは前述したが、労働規制の強化により、こうした非正規雇用の労働者の増大に歯止めをかけ、正規雇用の労働者を増やしていく必要がある。具体的には、同一労働・同一賃金原則の法定化、労働者派遣法の廃止（常用代替禁止原則を徹底させるための当面の抜本改革）、有期労働契約の規制などが挙げられる。また、賃金の底上げをはかるため、全国一律の最低賃金制度を確立し、時給1000円に引き上げるべきである。多くの先進諸国では、国民の基本的生計費に格差を設けないとの理念のもと、全国一律の最低賃金制度をとっている。これに対して、日本では、都道府県（地域）別の最低賃金制度をとっており、最高の東京都の時給888円と最低の沖縄県の同677円では、200円以上の開きがある（2015年度）。都市部では生活費や家賃が高いという事情があるが、地方でも、公共交通機関の未発達で自家用車が必需品となっており、その維持費等を考えれば、それほど生計費に格差があるわけではなく、時給にして200円以上の最低賃金額の格差は許容範囲を超えている。最低賃金の地域格差が、大都市部への人口流出を招いている側面もあり、全国一律の最低賃金制度の確立と時給1000円への引上げは急務といえる（ただし、後者については、中小企業などへの補助金が必要となろう）。

さらに、日本では、失業者のうち実際に失業給付を受給している人の割合が23%にとどまり、先進諸国の中でも突出して低水準である。失業給付の給付日数も最大で約1年で、こうした失業時の生活保障の不十分さは、どんなに劣悪な労働条件の仕事（いわゆる「ブラッ

ク企業」での仕事)でも就かざるをえない人を増やし、さらなる労働条件の悪化と賃金の下落を招き、長時間労働や低賃金労働(それによるワーキングプア)を蔓延させている。その意味で、長時間労働の規制、給付日数の延長などの雇用保険法改正、公費による失業扶助制度の創設といった失業時の生活保障の拡充が必要となろう。人間らしい労働(ディーセントワーク)の保障は、賃金の上昇と労働条件の改善をもたらし、健全な労働市場の創出につながるるとともに、少子化に歯止めをかける少子化対策としても有効と考える。

(2) 社会保障制度の再構築

第2に、社会保障改革の名のもとに、削減が進み機能不全に陥っている社会保障制度の再構築が課題となる。ここでは、年金と医療・介護制度の再構築の方向を提言する⁽¹⁷⁾。

まず年金制度については、公費(全額税)方式の最低保障年金を創設し、社会保険方式の所得比例年金を全額上乘せする方式(積立方式)を構築すべきである。「皆年金」といいつつ、現時点ですら、全国で約100万人もの無年金者が存在しており、現在の膨大な保険料滞納者・免除者は、将来的に無年金・低年金者となる可能性が高く、社会保険方式の限界は明らかである。生活保護基準レベル(単身者で月額約8万円)の年金給付を税方式で行う最低保障年金の確立が急がれる。そして、最低保障年金の財源は、消費税ではなく、累進性の強い所得税や法人税などを充てるのが望ましい。同時に、年金積立金の市場運用の規制を強化して、前述のようなギャンブル的な運用をやめさせ、積立金の計画的な取り崩しによる給付の拡充(とくに老齢基礎年金の給付額の生活保護基準レベルへの引上げ)を行う必要がある。また、公費方式への転換までの間も、現行制度の改善として、少なくとも、老後の所得保障制度としての年金制度の趣旨から、保険料免除期間の年金額も満額支給とする改革が早急に求められる。

ついで、医療制度については、地域医療の実態を無視した、病床の機械的な削減をさせないため、自治体レベルで、地域医療構想に医療機関や住民の意見を反映させること、医療関係者が中心となって、どのような医療需要があり、どの程度の病床が必要かを具体的に提言していく運動が必要であろう。

介護保険については、介護保険料と介護給付費が直接に結びつく仕組みであり、制度が理念として掲げている「介護の社会化」が進んで、施設や高齢者の介護保険サービスの利用が増え、また、介護職員の待遇を改善し、人員配置基準を手厚くして、安心できる介護を保障するため介護報酬を引き上げると、給付費が増大し、介護保険料の引き上げにつながる仕組みになっている。介護報酬単価の引上げは、1割の利用者負担の増大にもはねかえる。しかし、現在の介護保険の第1号被保険者の保険料は、定額保険料を基本とし、低所得の高齢者ほど負担が重いうえに、月額1万5000円以上の年金受給者からは年金天引きで保険料を徴収する仕組みであり(特別徴収)、保険料の引き上げには限界がある。結果として、給付抑制が政策的にとられやすい。介護保険のジレンマといってよい。社会保険方式を維持するのであれば、介護保険料を所得に応じた定率負担にするなどの抜本改革が不可欠だが、当面は、「介護崩壊」を阻止するため、介護報酬を再改定し、大幅な引き上げを行い、人員配置基準も引き上げ、介護報酬とは別に公費で負担する処遇改善交付金を、介護職員だけでなく、看護職員などにも対象を拡大して復活させるべきである。また、新総合事業(市町村事業)に移行しても、要支援者へのサービス水準を低下させない、不足している特別養護

老人ホームの増設など、地域において「介護難民」を出さない取組みを積極的に進めていくべきと考える。

(3) 税制改革の方向性

第3に、現在の不公平税制を是正する税制改革が必要である。

1997年の消費税率の5%への引上げ以降の税制改革（所得税・法人税の減税政策）と賃金所得の低下から、所得税・法人税の税収調達力が低下してきている。所得税収は、ピーク時（1991年度）の26.7兆円から、2015年度（一般会計予算。以下同じ）で16.4兆円と10兆円以上減少し、法人税収もピーク時（1989年度）の19兆円から、2015年度で11兆円と激減している。これに対し、消費税は、2014年4月からの税率8%への引上げにより、2015年度で17.1兆円と、ついに法人税収、所得税収を抜いて、税収のトップにおどりでた。税制の基本原則は、負担能力（税法では「担税力」といわれる）に応じた負担、すなわち応能負担原則にある。所得税は、所得が高いほど税率が高くなり（後述のように、最高税率が下げられてきたという問題はあるが）、基本的に応能原則で貫かれているが、消費税は、所得の少ない人ほど負担が重い逆進性の強い不公平税制である（高所得者ほど、株式投資や預貯金などの金融所得が多いため、所得比でみた消費税の逆進性はいっそう強まる傾向がある）。しかも、法人税とも異なり、事業経営が赤字であっても、年商1000万円以上あれば賦課される。応能負担原則に反する消費税が、所得税や法人税の税収を追い抜き国の税収の第一位となるとは、どう考えても異常というほかない。

こうした異常な不公平税制を是正するため、所得税や法人税の累進性を強化し、大企業や富裕層への課税を強化すべきである。日本の所得税率は1986年まで15段階、最高税率70%（住民税の最高税率18%）であったが、現在（2007年以降）は、6段階、最高税率40%（住民税の最高税率10%）と累進性が緩和されてきた。少なくとも、最高税率の水準を1986年水準にまで戻せば、相当の税収増になるはずだ。また、法人税の基本税率は、消費税導入前の1988年までは42%であったが、2012年に25.5%に、2015年には22%にまで引き下げられている。そのほかに、租税特別措置法関係の減税が8145億円、法人税法の租税特別措置の減税が4兆5637億円で合計5兆円を突破しており（2011年度）、この減税をやめ、過度に引き下げられた税率をもとに戻せば、合計8兆円の財源が確保できるとの試算もある⁽¹⁸⁾。

確かに、経済のグローバル化の中で、富裕層や多国籍企業は「タックスヘイブン」と呼ばれる、税負担や金融規制がない（もしくはほとんどない）国・地域に資金を移し、巧みに税負担を回避する一方で、先進諸国では、国境を越えて移動しにくい労働所得や消費への課税強化、とくに付加価値税（日本でいう消費税）への税収依存度が高まる傾向にある。なかでも、経済危機に直面したEU諸国では、歳出削減と付加価値税の増税を同時に行う緊縮財政路線が進められてきた。しかし、緊縮財政路線は、貧困の拡大や失業の増大など深刻な問題をもたらし、ギリシャにみられるように、反緊縮路線の政権が成立、富裕層への課税強化への揺り戻しが起こっている。また、多国籍企業による国境をまたいだ過度の節税については、2010年以降、アメリカのグーグルやアップル、スターバックスなどの有名企業で明らかとなり、財政状況の厳しい各国で批判が高まっていた。その結果、法人税引き下げ競争をやめ、タックスヘイブン対策や多国籍企業に対する課税を強化するために、国際的な協力が進みはじめ、OECD（経済開発協力機構）は「税源浸食と利益移転に関するアクション

ン・プラン」を策定、2015年9月には、OECDを中心とする46か国が、実態の乏しい子会社の所得も本国の所得と合算して課税するなど、拘束力はないものの、多国籍企業の節税に対抗する国際ルールの大枠に合意している。

(4) 日本における社会民主主義の課題

20世紀後半、ヨーロッパ諸国では、社会民主主義政党が保守政党との間で政権交代を繰り返しつつも、政権を担い、国家レベルでの社会保障制度（ヨーロッパ諸国では「福祉国家」と呼ばれる）の確立・発展に寄与してきたが、日本の社会民主主義は政治勢力として脆弱で、福祉国家の形成・発展に重要な役割を果たしてこなかった。日本では、長らく、保守政党である自由民主党（自民党）が与党として政権を担い続け、国家官僚とともに、福祉国家の形成、発展をけん引してきた。自民党は、経済成長による利益の配分政策を推進し、社会保障の充実も道路やダムといった公共事業などと同様、利益配分システムに組み込み、保守政党である自民党が「福祉の充実」を選挙公約として掲げる状況が続いた。そのため、社会保障政策が選挙の争点とならず「脱政治化」され、少なくとも、ヨーロッパ諸国で見られるように、たとえば年金や手当の引き下げをめぐる激しいデモやゼネストがおり、与野党の対立が先鋭化することはみられなかった。日本での社会民主主義勢力と保守政党との対立の政治的争点は、社会保障政策ではなく、むしろ安全保障政策にあった。このことは、1960年の安保闘争、そして、2015年夏の安全保障関連法案をめぐる激しいデモや与野党の対立をみればわかる。

同時に、企業別労働組合が主流であった日本の労働組合は、企業内の扶養手当をはじめとする福利厚生が社会保障の代替を果たしてきたこともあり、ヨーロッパ諸国と異なり、普遍的な社会手当や年金給付の充実など社会保障の充実を求める運動に積極的ではなかった。それどころか、1990年代後半以降は、雇用主側と協力して世界市場での企業の競争力を高めようとする労使強調路線が、ヨーロッパ諸国と同様に（あるいは企業別労働組合が主流であるがゆえに、それ以上に）、顕著となり、労働組合が体制内化し、新自由主義の攻勢に対して防戦一方となった⁽¹⁹⁾。労働組合の構成員が正社員であり、非正規雇用の労働者の増大にともない、組織率が全労働者の18%程度と落ち込んだことも影響している。

安倍政権は、かつてない規模で拡大した安全保障関連法案に対する国民の批判をかわすため、2015年9月には、「アベノミクスの第2のステージ」として、「希望を生み出す強い経済」「夢をつぐむ子育て支援」「安心につながる社会保障」を新たな「3本の矢」に位置付けた経済政策を打ち出した。そこでは合計特殊出生率を1.8に引き上げること（現在は1.4）、現在、年間10万人を超す親族の介護を理由とした介護離職をゼロにする、といった目標を掲げた。しかし、保育所待機児童の解消のめどは立っておらず、保育料の値上げも続いている。労働者派遣法の改定で、派遣労働者をはじめ不安定・低賃金の非正規雇用の労働者が増大することは確実で、これでは少子化に歯止めはかからないだろう。介護分野でも、前述の介護報酬の大幅引き下げで、人材確保が困難となっており、家族の介護負担が増大している。これで介護離職がゼロになるはずがない。アベノミクスの失敗は明らかで（実現不可能なスローガンを出さざるを得なくなったこと自体が失敗を証明している）、社会保障削減を進める安倍政権では、国民の生活破壊は加速するばかりである。

P. リンダーも指摘するように、民主主義の手段とくに普通選挙権は、重要な社会保障制

度を導入し、またその縮小を阻止するために決定的な役割を果たしうる⁽²⁰⁾。社会民主主義勢力は、労働組合や安全保障関連法案反対で拡大した広範な市民運動と連携し、安全保障関連法の廃止、消費税の増税の中止と社会保障の充実を掲げ、2016年7月の参議院選挙で、自民党・公明党の議席減をめざすべきである。とくに一人区の選挙区で、与党（自民・公明党）に対抗するため、社会民主主義勢力を軸として、野党が統一候補を立てることができかが大きな課題となろう。

注

- (1) 「アベノミクス」という言葉は、安倍首相の「アベ」と、経済学の「エコノミクス」とをつなげた造語で、過去には、1980年代のアメリカのレーガン大統領の経済政策をさして「レーガノミクス」という造語が使われたことがある。
- (2) たとえば、伊東光晴『アベノミクス批判－4本の矢を折る』（岩波書店、2014年）42頁は、2013年以降の株高は、株価復調が遅れていたアジアの株式市場へ外国人投資が増えたためであり、円安も財務省の為替介入によるものにすぎないとしている。
- (3) 山家悠紀夫『アベノミクスと暮らしのゆくえ』（岩波ブックレット、2014年）36頁。
- (4) 富岡幸雄「国を危うくする安倍政権の税財政施策の背景－人間性を衰退させるアベノミクス」税制研究67号（2015年2月）3頁参照。
- (5) 「新自由主義（neoliberalism）」とは、D・ハーヴェイの定義によれば「私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力が無制約に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大する、とする政治経済的実践の理論」とされる（D. Harvey, *Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press, 2005, p. 10）。本稿では、これを踏まえて、新自由主義を「市場活動を行う企業への規制を大幅に緩和するとともに、社会保障費など政策経費を抑制し、『小さな政府』を志向する政策および政策思想」と定義しておく。
- (6) 山家・前掲注(3) 9頁参照。
- (7) もともと、復興特別法人税の付加税は税率に換算すると2.5%程度のため、前述の法人税減税と合わせれば、実質的には、2012年4月から、法人税率は2%の引き下げとなり「企業にとって実質減税」（『日本経済新聞』2011年10月7日）となっていた。
- (8) 垣内亮「法人税減税への安倍内閣の暴走」経済226号（2014年7月号）101頁参照。
- (9) この点については、富岡幸雄『税金を払わない巨大企業』（文春新書、2014年）第1章が詳しく分析している。
- (10) 日本の非正規雇用の労働者の賃金は、正規雇用の労働者の賃金の67.3%にすぎず、ヨーロッパ諸国の平均の75.5%を大きく下回っている（内閣府『2015年経済財政白書』）。
- (11) 公文昭夫「老後保障の『空洞化』・年金『改革』の実相」法と民主主義467号（2012年4月）38頁参照。
- (12) 同様の指摘に、駒村康平『日本の年金』（岩波新書、2014年）234頁参照。
- (13) 基礎的財政支出の黒字化とは、政府の政策経費を国債発行に頼らず収収で賄うことをいう。2015年度でも、その差額は16.4兆円あり、経済財政諮問会議に提出された試算では、実質2%、名目3%の経済成長を実現しても、2020年度にはまだ9.4兆円の不足が生じるため、歳出、歳入面での改革（削減）によって黒字化を実現するというわけである。

- (14) 社会保障制度改革推進法のもとになったのは、自民党の社会保障特命委員会が作成した「社会保障制度改革基本法案」（2012年5月）であり、同法の内容は、その内容とほとんど相違がない。当時の民主党政権（野田佳彦内閣）は、自民党の消費税増税への協力確保と引き換えに、この自民党案を丸呑みしたわけだ。民主党政権が、同法のもつ意味をどこまで理解していたかは不明だが、日本弁護士連合会（日弁連）は、社会保障制度改革推進法案が国会に提出された段階で、「社会保障制度改革推進法案に反対する日本弁護士連合会会長声明」（2012年6月25日）を公表し、同法案は「安定した財源の確保」「受益と負担の均衡」「持続可能な社会保障制度」（1条）の名のもとに、国の責任を「家族相互及び国民相互の助け合いの仕組み」を通じた個人の自立の支援に矮小化するもので、国による生存権保障や社会保障制度の理念そのものを否定するに等しく、日本国憲法25条1項・2項に抵触するおそれがあると批判している。
- (15) 改正介護保険法の諸問題について詳しくは、伊藤周平『社会保障改革のゆくえを読むー生活保護、保育、医療・介護、年金、障害者福祉』（自治体研究社、2015年）第4章参照。
- (16) 同様の指摘に、岩本沙弓「消費税率2桁を許さない、私の3つの理由」税制研究66号（2014年8月）10頁参照。
- (17) 社会保障制度の具体的な再構築の方向性に関しては、伊藤・前掲注(13)第6章参照。
- (18) 菅隆徳「アベノミクスと法人税改革」税制研究67号（2015年1月）52頁参照。
- (19) ヨーロッパ諸国における新自由主義の攻撃に対して、すでに体制内化した労働組合が、一貫して守勢に立たされてきたことについては、A. Wahl, *The Rise and Fall of the Welfare State*, Pluto Press, 2011, Chapter. 5. 参照。
- (20) P. Linder, *Growing Public*, Cambridge University Press, 2004.

伊藤周平（いとう しゅうへい）

1960 年生まれ。鹿児島大学法科大学院教授。専攻は社会保障法。

東京大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学。労働省（現厚生労働省）事務官、社会保障研究所（現国立社会保障・人口問題研究所）研究員、法政大学助教授、九州大学助教授を経て、2004 年 4 月より現職。

介護保険法をはじめ日本の社会保障に関する具体的な法的研究から市民権（Citizenship）の観点からの福祉国家の分析、比較研究に至るまで、幅広い研究を行っている。

著書に『福祉国家と市民権』（法政大学出版局）、『介護保険法と権利保障』（法律文化社、日本社会福祉学会学術賞受賞）、『後期高齢者医療制度－高齢者からはじまる社会保障の崩壊』（平凡社新書）、『子ども・子育て支援法と保育のゆくえ』（かもがわ出版）など。



Imprint

Friedrich-Ebert-Stiftung
Department of Western Europe / North America
Division for International Dialogue
Hiroshimastr. 28 | 10785 Berlin | Germany

Responsible:
Sven Saaler,
FES Representative in Japan

FES Office Tokyo / Japan

Japan is an important partner for Germany in Asia. The two countries are key actors in the international arena and face similar political, social, economic and environmental challenges.

The FES Tokyo Office promotes Japanese-German dialogue, encourages multilateral discussions involving participants from East Asia, Europe and North America and helps to maintain and expand Euro-Japanese networks in politics, civil society and academia. The activities of the Tokyo office involve a broad spectrum of representatives from politics and civil society and it seeks to encourage academic exchange by organizing symposia and workshops.

Our activities focus primarily on security, climate and energy policy, but also extend to societal issues such as demographic trends in Japan and Germany and the high budget deficits in the industrialized world, including related economic issues such as recent developments in Japan's labor market and questions of consumer protection. Debates about historical legacies and history education in Europe and East Asia are also part of our program..

Friedrich-Ebert-Stiftung
7-5-56 Akasaka
Minato-ku
Tokyo, 107-0052
Japan
Tel: (03)-6277-7551
Fax: (03) 3-3588-6035
E-Mail: office@fes-japan.org
www.fes-japan.org

The views expressed in this publication are not necessarily those of the Friedrich-Ebert-Stiftung or of the organization for which the author works.

This publication is printed on paper from sustainable forestry.